

単価契約仕様書

京都市立病院経営企画課
(担当 播摩 電話 311-5311)

件名	(単価契約) 電子複写		
形状・寸法	—		
予定数量	黒	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日	12 箇月 1,200,000 枚
		平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日	12 箇月 1,200,000 枚
		平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日	12 箇月 1,200,000 枚
	カラー	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日	12 箇月 180,000 枚
		平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日	12 箇月 180,000 枚
		平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日	12 箇月 180,000 枚
契約期間	平成 26 年 4 月 1 日 ～ 平成 29 年 3 月 31 日		
契約条件	<p>1 設置場所 京都市立病院総務課 (事務機器室)</p> <p>2 機種等 (1) 黒用 1 台 「リコーimagio MP 7502 型」に「2000 枚フィニッシャー-SR4070」装着 ※同等品以上の機種でも可 同等品機種 「富士ゼロックス社製 DocuCentre-IV7080 型」 「コニカミノルタ社製 bizhub C754e 型」 オプションについても同仕様とすること。</p> <p>(2) 黒, カラー, 二色用 1 台 「リコー MPC4503SP 型」に「ドキュメントフィーダー-DF3090, 給紙テーブル PB3160」装着 ※同等品以上の機種でも可 同等品機種 「富士ゼロックス社製 DocuCentre-V C4475 P 型」 「コニカミノルタ社製 bizhub C454e 型」 オプションについても同仕様とすること。 ※黒と二色は同カウンターとする。</p> <p>(3) コピーカード管理装置 「リコーキーカード MK1」2 個, キーカード 10 枚 ※同等品以上の装置でも可 同等品機種の場合についても, 同仕様 (磁気カードで可) とすること。</p> <p>(4) (1), (2), (3)において, モデルチェンジがあった場合はその後継機種とする。</p> <p>3 契約条件 地方独立行政法人京都市立病院機構を「甲」, 受託者を「乙」とし, 以下のとおりとする。</p>		

契約条件

- (1) 乙は、複写機を甲の使用に供し、適切な操作説明を行うとともに、複写機が正常な状態で稼動するよう保守を行い、複写機に必要な消耗品（ドラム、デベロッパ、トナー等をいう。）を円滑に供給すること。
 - (2) 乙は、甲が複写機を常時正常な状態で使用できるように、定期的に技術員を設置場所に派遣して点検・調整を行うこと。
 - (3) 複写機が故障した場合は、甲の要請により乙は技術員を早急に派遣して修理を行い、速やかに正常な状態に回復させること。
 - (4) ドラム、デベロッパは、乙の点検又は甲の通知に基づき、コピー質維持のため必要があると認められるときは、乙はこれを取り替えること。
 - (5) その他の消耗品については、乙の指定する者の巡回又は甲の予備手持量の不足の申出により、乙は該当消耗品を円滑に供給すること。
 - (6) 使用する用紙は、甲において確保する。
 - (7) コピー料金は、設置機器毎に設置したコピーカード管理装置によりカウントしたコピー使用枚数にそれぞれの単価を乗じて得た額とする。ただし、乙が行った点検、整備のために使用した枚数及び乙の責めに帰すべき原因により生じた不良コピーの枚数は減じるものとする。
 - (8) 乙は、設置機器毎の1箇月分の使用枚数を取りまとめ、甲の指定する方法により請求するものとする。
 - (9) 乙は、委託業務を履行するために複写機の記録媒体の交換が必要となる場合又は本業務が終了した場合、その記録媒体に記録されているデータを消去、焼却、裁断するなど復元不可能な状態にしなければならない。
 - (10) 複写機に記録された情報、本業務の履行に関し作成された帳票、ハードディスク等の情報を本業務の履行以外の目的に使用してはならない。
 - (11) 前号の情報等本業務を履行するうえで知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、本業務が終了した後又はこの契約が解除された後においても同じ。
 - (12) 本仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ、その都度決定する。
- 4 特定長期継続契約に係る特約事項（予算が減額された場合等の途中解約）
- (1) 甲は、翌年度以降において複写料に係る予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができる。
 - (2) 前項の規定により甲がこの契約を解除した場合において、乙は、甲が翌年度以降に支払を予定していた複写料を請求することはできない。
 - (3) 乙は、第1項の規定により甲がこの契約を解除したために生じた損害の賠償について、甲に請求することはできない。